

第 6 7 号議案

中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

施設の使用料の額を改定するとともに、平成 3 0 年 7 月 1 日から平成 3 6 年 6 月 3 0 日までの間における使用料の額の特例措置を定める必要がある。

中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

中野区区民活動センター条例（平成23年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（使用料の額の特例措置）

第7条 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における別表第4の規定の適用については、同表中「400円」とあるのは、「200円」とする。

別表第2中野区南中野区民活動センターの項中「2,100円」を「2,200円」に、「2,800円」を「3,000円」に改め、同表中野区鍋横区民活動センターの項中「1,300円」を「1,400円」に、「1,600円」を「1,700円」に改め、同表中野区桃園区民活動センターの項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表中野区沼袋区民活動センターの項中「1,200円」を「1,300円」に、「1,500円」を「1,600円」に改め、同表中野区野方区民活動センターの項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表中野区鷺宮区民活動センターの項中「1,300円」を「1,400円」に、「1,800円」を「1,900円」に改める。

別表第3中「1,300円」を「1,400円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「2,300円」を「2,400円」に、「2,600円」を「2,700円」に改める。

別表第4中「300円」を「400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 施行日前に別表第4に掲げる施設について改正後の附則第7条に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の使用料については、改正後の同表の規定に同条の規定を適用した場合の同表の規定を適用した額とする。
- 3 この条例の施行の際現に使用の承認（前項に規定する場合の使用の承認を除く。）を受けている者の使用料については、なお従前の例による。